

事 務 連 絡  
令和 5 年 6 月 3 日

〔公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本産婦人科医会  
公益社団法人日本助産師会〕 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号による災害の  
被災者に係る児童福祉法による助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

今般の災害に伴い、避難所等への避難を余儀なくされている被災者がおられます。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条による助産の実施については、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能です。

今般、別添のとおり、各自治体あてに、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適切な対応をとっていただくよう連絡したところです。

つきましては、貴会会員におかれましても、御了知頂きたく、周知をお願い申し上げます。

事務連絡  
令和5年6月3日

各 

都道府県
市町村

 民生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害の  
被災者に係る児童福祉法による助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいている  
ところであり、深く感謝いたします。

今般の災害に伴い、避難所等への避難を余儀なくされている被災者がおられま  
す。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条による助産の実施については、付  
近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実  
施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の  
申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とするこ  
とが可能です。

各自治体におかれましては、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適  
切な対応をとっていただきますようお願いいたします。